2016年4月

EU における旅客運送事業・運転免許・教育制度について

1. 旅客運送事業制度

EU における運送事業制度は EU 規則 1071/2009 に規定されている。

- (1) 運送事業 (Article 3(1) (個々の要件の詳細は Article4~8))
- O EU において自動車運送事業に参入するためには4つの要件を満たしていなければならない。EU 各国当局へ申請し認可を受ける。
 - ① 会社の所在地が EU 国内にあること
 - ② 刑事罰を受けていないこと
 - ③ 適正な財務状態であること
 - ④ 職業的能力があること
- (2) 運行管理 (Article 4(1)、ANNEX I(I))
- O 安全で効率的な運行等を計画し、管理する Transport Manager (認定資格) が在籍 していることが参入要件の1つ。
- O Transport Manager の資格を得るためには、民法、商法、社会法、会計法、財務管理、運送業をとりまく市場、車両等の技術規格、道路安全等に関する資格試験に合格しなければならない。

2. 運転免許制度

EU における運転免許制度は EU 指令 2006/126/EC に規定されている。

- (1) ライセンス (Article 4(4)(h)~(k))
- EU 指令による免許区分(旅客運送=カテゴリ D)
 - D1:長さが8m以下であり、かつ、運転者の他に16人以下の人員を運送するよう設計製造された自動車(750kg以下の被牽引車を連結することができる)

D1E: D1 の牽引車と 750kg を越える被牽引車を連結した車両

D:運転者の他に9人以上の人員を運送するよう設計製造された自動車(750kg 以下の被牽引車を連結することができる)

DE: D の牽引車と 750kg を越える被牽引車を連結した車両

○ 取得最低年齢 (Article 4(4)(i), (k))

21 歳以上: D1 及び D1E

24 歳以上: D 及び DE

- (2) 有効期限(Article 7(2)(b)参照)
- 2013 年 1 月 19 日以降に発給される免許については、カテゴリ D については 5 年 毎の更新が必要(E U 指令では同時期以前に発給された免許については有効期間 を定めていない)
- (3) 取得時の講習
- O EU 指令としての規定はない

3. 教育制度

EUにおける教育制度は EU 指令 2003/59/EC に規定されている。

- (1) 定期訓練
- 〇 定期訓練は、EU 各国当局が認可する訓練センターにおいて、5 年毎に 35 時間行わなければならない。
- (2) 定期訓練における科目
- 〇 法令一般事項
 - 2.1 道路運送の社会的環境及びそれを規定する規則を知ること
 - ▶ 2.3 旅客運送について規定する規則を知ること
- 〇 車両
 - ▶ 1.1 トランスミッションの最適使用のために同システムを知ること
 - ▶ 1.2 車両制御、タイヤ摩耗の最小化及び誤作動防止のために安全制御の技術 的特徴と運用を知ること
- 〇 労務健康
 - ▶ 2.1 道路運送の社会的環境及びそれを規定する規則を知ること
 - ▶ 3.3 身体的リスクを防止する能力
 - > 3.4 身体的及び精神的能力の重要性の認知
- 〇 安全関係
 - ▶ 1.5 旅客の安全と快適性を確保する能力
 - 3.1 運転者に対して業務中の道路の危険及び事故について認知させること
 - ▶ 3.5 緊急時の状況を評価する能力
- 〇 労災
 - 3.1 運転者に対して業務中の道路の危険及び事故について認知させること
 - ▶ 3.3 身体的リスクを防止する能力
- 〇 その他
 - ▶ 1.3 燃料消費の最適化能力
 - 1.6 安全規則及び車両の適切な使用を考慮した積込み能力
 - ▶ 2.3 旅客運送について規定する規則を知ること
 - ▶ 3.2 不法移民による犯罪及び人身売買を防止する能力
 - ▶ 3.6 会社のイメージ強化を助ける行動をとる能力
 - > 3.8 道路旅客運送の経済的環境及び市場構成を知ること